

会社の言う「手待ち時間」 って、どこにあるの！？

前号の「分会情報交差点No.522規程の訂正は労働時間として取り扱え！！」で、掲載しましたが、これまでやってきた規程の訂正に要する時間を会社は、頑なに「手待ち時間でやって下さい」と言っています。

そこで・・・乗務員勤務制度の労働時間についてみてみたいと思います。

皆さん！現行の乗務員勤務制度をご存じですか？

まず、勤務制度についてです。

明治5年、鉄道開業以来、勤務制度については、幾多の変換を経ながら形づくられ今日に至っています。

国鉄時代、動力車乗務員の勤務制度で「内達」が制定され、それを経てJRになり、現行の乗務員勤務制度が平成8年3月16日のダイヤ改正から実施されました。

その内容の一つ・・・**労働時間の構成**・・・

- ★乗務時間——・・・本線乗務時間——列車に乗務する時間
構内乗務時間——駅区構内で入換や出入区のため乗務する時間
- ★便乗時間——・・・列車等で他の箇所へ移動する時間
- ★準備報告時間——勤務の前後における準備や報告等に必要の時間
- ★折り返し時間——行き先地における乗務の前後で準備や報告等に必要の時間
- ★付加時間——・・・標準的な準備報告時間等で不足する場合に加算する時間や看視等の時間及び特に指定された作業の時間
- ★訓練時間——・・・業務上必要な定例訓練を実施する時間

現行乗務員勤務制度における労働時間は、**上記の赤枠斜線内の6つの区分**（乗務時間、便乗時間、準備報告時間、折り返し時間、付加時間、訓練時間）しか存在しません。

この中の準備報告時間とは、1勤務の始業時の準備及び終業時の報告、整理のための時間とし、次の各号に掲げる時間を通常の作業実態に応じて算定のうえ、乗務行路表に指定する。

- (1) 始業時・・・ア 点呼時間（携帯品の整理及び点呼時に必要な準備時間を含む）
イ 点呼箇所から乗務開始箇所（車両電留線及び便乗開始箇所を含む）までの移動に要する時間
ウ 乗務開始前に行う車両の点検整備に要する時間
エ 早め出場の時間
- (2) 終業時・・・ア 乗り継ぎに要する時間
イ 車両留置に伴う整備に要する時間
ウ 乗務終了箇所（車両電留線及び便乗終了箇所を含む）から点呼箇所までの移動に要する時間
エ 点呼時間（携帯品の整理、収入金の締め切り及び点呼時に必要な準備を含む）

会社の言う、「手待ち時間」は、現制度の労働時間の区分には存在しません。したがって、会社は規程の訂正の時間を設けずに、乗務員に規程の訂正を指示していることになりませんか！？